

## 一般社団法人内科系学会社会保険連合 会員規則

### (入会の申込)

第1条 新規に一般社団法人内科系学会社会保険連合への入会を希望する学会は、理事長が申し出を受け付ける。理事会、運営委員会での審査を経て、総会に諮る。

### (年会費)

第2条 定款第7条に定める年会費は、加盟した一会員につき200,000円とする。年会費の変更については、社員総会の決議を要する。

### (議決権)

第3条 社員総会における議決権は会員1名につき1個とし、議決権の行使は、第5条に定める委員が行う。

### (登録委員)

第4条 各会員は、一般社団法人内科系学会社会保険連合に対して、学会の構成員のうち4名以内を登録委員として推薦することができる。登録委員は、会員を代表して、社員総会での議決権を行使するほか、会員と一般社団法人内科系学会社会保険連合との連絡、調整を行う。登録委員に変更があった場合には、書面をもって事務局へ通知しなければならない。

### (役員)

第5条 理事会及び運営委員会にて候補者を決定し、総会の承認を得る。  
なお、役員に就任する資格は、監事を除き75歳未満とする。

### (本規則の変更・廃止)

第6条 この規則は理事会、運営委員会を経て、総会の議決によって変更もしくは廃止することができる。